

## 常総市週休2日制促進工事の方針について

令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、週休2日制を標準とした取り組みを進めます。

「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」を準用し、下記の方針で実施していきます。発注に際しては、特記仕様書に週休2日促進工事の発注方式を明示することとします。

週休2日制促進工事の対象	<p><b>現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則すべてを週休2日制促進工事の対象とする。</b></p> <p>やむを得ない事由により、週休2日促進工事を適用できないと発注者が判断する工事または、緊急対応のための工事については対象外とする。</p>
週休2日制促進工事の発注方式	<p><b>(1) 発注者指定型（発注時の予定価格算定で経費補正等を行う）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後、受注者の希望に基づき、4週8休制又は工期全体制のいずれかの形式を発注者・受注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。</li> </ul> <p><b>(2) 受注者希望型（発注者・受注者協議により週休2日制での施工が決定した場合、経費補正等基準により、設計変更する）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日制実施の意向を受注者に確認し、実施する場合は、4週8休制又は工期全体制のいずれかの形式を発注者・受注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。</li> </ul> <p><b>市としては原則、発注者指定型とします。</b></p>
形 式	<p>下記の形式から選択するものとする。</p> <p><b>(1) 4週8休制</b> 対象期間の月単位で28.5%（2／7）の現場閉所日とする。</p> <p><b>(2) 工期全体制</b> 工期全体で28.5%（2／7）の現場閉所日とする。</p>